

平成 29 年 7 月 26 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見(1)

- ①氏名:一般社団法人音楽電子事業協会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥意見:

施行規則第 14 条について

著作権等管理事業法施行規則(以下「施行規則」という)第 14 条改正案は、「文化庁長官が意見聴取の状況を適切に把握できるようにするため」、疎明資料に記載すべき事項を明文化するものである。施行規則第 14 条は、著作権等管理事業法(以下「法」という)第 13 条 2 項に定める著作権等管理事業者の利用者・利用者団体からの意見聴取努力義務を踏まえたものであるから、当該意見聴取努力義務の具体的内容について明らかにした知財高裁平成 24 年 2 月 14 日判決を検討した上で、改正案の疎明資料に記載すべき事項が十分であるかを判断すべきである。

然るに、同判決は、「[法 13 条]2 項所定の義務が、形式的には努力義務にすぎないとしても、著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を周知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」と判示しているのであるから、著作権等管理事業者が利用者と協議をしたか否かだけでなく、①その内容を周知させたか、②利用者の納得を得たか、についても御庁長官が判断することができる事項を疎明資料に記載することを求めるべきである。

そうすると、①意見徴収の年月日、②意見聴取の相手方である利用者の氏名又はその団体の名称、③意見聴取の方法、④聴取した意見の内容、⑤前号の意見を反映した場合にあっては使用料規程の該当箇所、⑥届出前の使用料規程を公表したか否かの別(公表した場合にあっては、公表の年月日及び方法を含む。)だけでは不十分であり、これらに加えて、⑦著作権等管理事業者がその使用料規程を周知するために実施した施策、⑧利用者の納得の有無、⑨納得が得られたと考える場合にはその根拠、を記載することを求めるべきである。

なお、御庁の公表した「改正概要」においては、上記①から⑥に列挙された事項について、記載すべき内容がない場合にはその旨を記載すればよいとされているが、疎明資料の記載は必ずしも充実させる必要はないとの誤ったメッセージとなりかねないような記載は削除されるべきである。

以上